

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年8月17日付けの通知書により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分には処分庁の裁量逸脱・濫用があると主張し、その取消しを求めている。

#### 1 本件給付金を収入認定すべきでないこと

本件給付金は、慢性肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期検査の継続受診促進を目的とした、民間団体である社会保険診療報酬支払基金から支払われる臨時的な慈善的金銭であり、社会通念上収入として認定することが適当でない金銭である。

このため、本件給付金は、次官通知（後記第6・1・(3)参照）第8・3・(3)・アに該当し、収入と認定すべきではない。

#### 2 8,000円（月額）を超える額にとどめるべきであること

本件給付金が次官通知第8・3・(3)・アに該当しないとしても、同・(2)・エ・(イ)の「その他の臨時的収入」に当たるから、世帯合算額8,000円（月額）を超える場合に収入として認定される。本件給付金は、6か月以内の期間にわたって分割認定することが適当であり、そうすると最大でも月2,500円になるから、8,000円を超えない。また、仮に全額を当該月の収入として認定することが適当であるとしても、1

回当たりの交付額 15,000 円から交通費等を差し引いた額のうち 8,000 円を超える金額にとどまる。

#### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日            | 審 議 経 過          |
|------------------|------------------|
| 令和 6 年 6 月 20 日  | 諮問               |
| 令和 6 年 9 月 26 日  | 審議（第 92 回第 2 部会） |
| 令和 6 年 10 月 10 日 | 処分庁へ調査照会         |
| 令和 6 年 10 月 23 日 | 審議（第 93 回第 2 部会） |
| 令和 6 年 10 月 24 日 | 処分庁から回答を収受       |
| 令和 6 年 11 月 22 日 | 審議（第 94 回第 2 部会） |
| 令和 6 年 12 月 23 日 | 審議（第 95 回第 2 部会） |

#### 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

##### (2) 費用返還義務

法 63 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもか

かわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとする。

また、法６３条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成２５年（行コ）第２７号事件・平成２５年４月２２日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

### (3) 収入の認定及び自立更生免除

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第８・３・(2)・ア・(ア)は、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとしている。また、同・(イ)は、上記(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費等を要する場合は、その実際必要額を認定することとしている。

なお、同・エ・(イ)は、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額８，０００円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとしている。

イ 次官通知第８・３・(3)は、収入として認定しないものとして、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額（同・オ）を挙げている。

なお、同・アは、社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないものを挙げている。

ウ 平成２１年３月３１日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問１３

－ 5（答）・(2)は、法 6 3 条に基づく返還額について、原則として保護金品の全額を返還対象とすべきであるが、そうすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、次の範囲の額を返還額から控除して返還額を決定しても差し支えないとし、同・ウとして、当該収入が、次官通知第 8・3・(3)に該当するものにあつては、「課第 8 の 4 0」（下記エ）の認定基準に基づき実施機関が認めた額を挙げる。

エ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付厚生省社保第 3 4 号厚生省社会局保護課長通知（以下「課長通知」という。）第 8 の 4 0・答(2)・クは、「自立更生のため」の用途に供される額の認定について、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であつて、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」の限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費とするとしている。

(4) 次官通知、課長通知及び問答集の位置付け

次官通知及び課長通知は、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

(5) 特別措置法

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。） 1 条は、この法律は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者に B 型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定 B 型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図ることを目的とするとしている。

特別措置法 1 5 条は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、同法 1 2 条 1 項の規定により特定無症候性持続感染者が定期検査を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、年を単位として定期検査 2 回までに限り、定期検

査手当を支給するとし、同法１５条２項は、その額は定期検査１回につき１５，０００円とするとしている。

## ２ 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人から本件給付金に係る申告（合計額４５，０００円）があったことから、同額を収入として認定することとし、本件購入費用のうち１５，０００円を自立更生免除として認め、同額を控除した３０，０００円を法６３条の規定に基づく返還金額としたことが認められる。

本件給付金は、特別措置法に基づく給付であり（１・(5)）、公の給付については、その実際の受給額を収入として認定するものとされていること（同・(3)・ア）からすれば、申告があった本件給付金を収入認定することとした処分庁の判断は適正なものである。

また、処分庁が、請求人から申請のあった本件購入費用（令和４年６月１４日付納品書）を「利用の必要性が高い生活用品であって（中略）直ちに購入にあてられる場合」（同・(3)・エ）と認め、本件給付金のうち同年５月３０日に振り込まれた１５，０００円について自立更生免除を認めた点についても不合理な点は認められない。

以上によれば、本件処分は、法令等の規定に則った適正なものであり、違法又は不当な点は認められない。

## ３ 請求人の主張についての検討

請求人は第３のとおり、本件給付金は、民間団体である支払基金から支払われる臨時的な慈恵的金銭であり、社会通念上収入として認定することが適当でない金銭であるから、次官通知第８・３・(3)・アにより、収入と認定すべきではない旨主張し、また、それに該当しないとしても、同・(2)・エ・(イ)の「その他の臨時的収入」として交通費等を差し引いた額のうち世帯合算額８，０００円（月額）を超える場合のみ収入認定されるべきである旨主張する。

しかし、上記２で述べたとおり、本件給付金は、特別措置法に基づき支給される公の給付であり、民間団体である支払基金が支給を行うからといって公の給付ではないとはいえないから、次官通知第８・３・(2)・アの「恩給、年金等の収入」として、実際の受給額を収入として認定すべきものである。

また、本件給付金に係る定期検査の交通費について、次官通知第８・３・(2)・ア・(イ)は、収入を得るために必要な経費として交通費等を要す

る場合は、その実際必要額を認定していることから（上記１・(3)・ア）、当審査会は、処分庁に対し、行政不服審査法８１条３項において準用する同法７４条の規定に基づく調査を実施したところ、請求人が受診した４回の定期検査のうち、令和３年５月２７日及び同年１１月２５日分については、令和４年２月１８日付法６３条の規定に基づく返還金額決定処分において必要な経費として控除済みであり、令和３年８月５日及び令和４年２月７日分については、受診先の〇〇病院が請求人宅から徒歩圏内のため、支給不要であるとの回答を得た。

以上のことから、本件処分における処分庁の収入認定額に違法又は不当な点は認められず、請求人の主張を採用することはできない。

#### ４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙（略）